環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称) 中野四丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。) について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事小池百合子

記

第1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称:中野四丁目西地区市街地再開発準備組合

代表者:理事長 桝井 一之

所在地:東京都中野区中野四丁目7番3号

2 対象事業の名称及び種類

名 称:(仮称)中野四丁目西地区市街地再開発事業

種 類:高層建築物の新築

3 対象事業の所在地

東京都中野区中野四丁目6番、7番

第2 意 見

【景観】

計画地近傍には中野四季の森公園が存在し、人の滞留が考えられることから、必要に応じて圧迫感の調査地点の追加をするとともに、その変化の程度について予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業 計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査 等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対 応すること。